「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」 政府報告作成に関する市民・NGOとの意見交換会について

外務省総合外交政策局人権人道課

このたび、外務省総合外交政策局人権人道課では、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)政府報告の作成に当たり、同条約の規定に関し広く意見を募るために、標記会議を開催することとしました。

ついては、下記要領により意見を募集するとともに、会議参加希望者を募集しますので、 ご希望の方は所定の方法によりお申し込みください。

なお、会場スペースの都合上、希望者多数の際は、参加をお断りすることもありますのであらかじめご承知おきください。

記

I 意見の募集要領

1. 募集受付期間

2007年7月4日(水)-7月25日(水)18:00(必着)

2. 内容•様式

- ・経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の実施状況に関する要望・意見である こと。
- ・様式は、こちら(PDF形式、MS WORD形式)から入手してください。

3. 送付先

・メール: cescrhoukoku@mofa.go.jp

※上記(2)の様式に内容を書き込みメールに添付してください(なお、添付ファイルは計500KBを目安とし、それ以上の場合は分割して送付願います)。

※件名を「意見・要望送付」としてください。

郵便:〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1外務省総合外交政策局人権人道課(社会権規約意見交換会担当)

※封筒に「意見・要望送付」と朱書きで明記してください。

Ⅱ 会議の開催要領

1. 日時

平成19年8月7日(火) 16:30-18:30

2. 場所

外務省 会議室(東京都千代田区霞が関2-2-1)

3. 内容

意見募集及び集められた意見に対する可能な範囲での回答、質疑応答、意見交換

4. 参加登録要領

- (1) 参加会議登録
- ・ 様式は、こちら(PDF形式、MS WORD形式)から入手してください。
- メールもしくは郵便にてお申し込みください。
- ・ こちらからの返信のメールもしくは郵便が当日入場の際に必要となりますので、ご来場の際に身分証明書(運転免許証やパスポート等、顔写真付きの証明書)と併せて持参してください。
- 参加登録申し込み期限は平成19年7月27日(金)18:00(必着)とします。
- ※ 参加登録されていない方の参加はできません。
- ※ なお、いただいた個人情報につきましては、適切に管理し、本件目的にのみ使用いた します。

(2) 申し込み送付先

- ・メール: cescrhoukoku@mofa.go.jp
 - ※上記4.(1)の様式に内容を書き込みメールに添付してください。
 - ※件名を「参加登録」としてください。
- 郵便: 〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1外務省総合外交政策局人権人道課(社会権規約意見交換会担当)
 - ※封筒に「参加登録」と朱書きで明記してください。

(問い合わせ先)

外務省総合外交政策局人権人道課(社会権規約意見交換会担当)

電話:03-3580-3311(代表・内線3925)

※電話での申し込みはできません。

※本要領は外務省HPに掲載されておりますので、意見の送付、参加申込みは外務省HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/event/iken_0707.html) からお願いいたします。